

## 論文の内容の要旨

論文題目 CVM を用いた文化政策の定量的評価  
－世界遺産富山県五箇山合掌造り集落の事例－  
バ

氏名 堀 内 恵 美 子

本研究の目的は、文化資本の便益を定量的に推定し、文化的価値の態様、受益者、便益の規模を推定することによって、文化資本が公共的投資に値する社会資本であること、そして公共政策としての文化政策の妥当性を明らかにすることにある。

芸術や伝統文化、その成果である文化遺産は、住民、地域、社会にとって貴重な「文化資本」として、その価値を維持するための支援が必要である。これまで、文化をめぐる公共政策には様々な観点から多くの理論が語られてきたが、文化的価値については定量的あるいは客観的評価になじまないとされ、また、適切な手法がなかったこともあって、十分な実証研究はなされてこなかった。このことが文化政策の位置付けを曖昧にし、文化資本に対する必要な「投資」が十分になされていない現状につながっているのではないかと考える。文化資本そのものの価値は計測しがたいものであっても、公共政策の対象としての文化支援（のシナリオ）は他の分野と同様に客観的、定量的タームでその効果が計られねばならない。

以上の認識から、本研究では、3つの主要な部分に分け、第I部において既往研究のレビュー、フレームワークとしての文化政策の変遷、構造及び文化資本の概念を明確化した。その上で、第II部で事例に基づく調査研究を実施、結果分析を行った。最後に第III部においてその政策的インプリケーションを考察するという構成をとった。

文化政策は、いまだ発展途上の学問分野であると同時に、学際性を持ち複合的な観点から既往研究が行われている。これら既往研究を参考にしつつ、本研究では特に地域の持続可能性と政策（評価）論、公共経済学の手法を中心に制度論的アプローチを行った。

国レベルでの文化政策は、戦前の欧化主義の下での統制・保護として実施された時期から、戦後とりわけ高度経済成長期を経た経済社会の成熟化の中で、国民各層の文化へのニーズの拡大に伴って拡大、充実し、「文化行政」から「文化政策」への転換が求められている。このような状況の下、2001年に成立した文化芸術基本法は、今後の文化政策のあり方を示すものであり、文化政策の対象となる「文化」の分野の拡大、関係する主体

の多様化、政策の複雑化の中で、政策形成に対して民意を十分反映させた総合的、包括的な文化政策を求めるものであるといえる。

文化政策の総合化は、国のみならず、住民生活により密着した地方自治体の文化政策においてより顕著に見られ、地域づくりと密接に関連し、あるいは融合し、地域コミュニティでの快適で質の高い生活の創出に向けた大きな要素となりつつある。この中で文化の概念の拡大は、公的関与の適否、これまで以上に住民ニーズを政策に取り入れていく必要性を示すものもある。そして、このような地域における文化政策の動向は、国際的にも共通する課題になりつつある。統合の中でのヨーロッパでは、地域コミュニティの一体感の創造といったことまで文化に求められ、米国では、個人の選択による文化支援が可能な制度設計が図られ、その他の国々においても社会投資として文化が認識されるようになっている。

一方、従来より、文化政策の理論的根拠は、文化的価値の有する公共財性に求められ、その外部性、すなわちさまざまな社会に対するメリット（威信価値、アイデンティティや社会貢献、経済的メリット、教育など）に依拠するものであるとされているが、実証的かつ定量的な検証は少なくとも日本ではほとんど行われてこなかった。そこで、近年提唱されつつある、文化の外部効果、とくに地域活性化あるいは持続可能な発展への貢献の可能性を示唆する概念である「文化資本」への投資の妥当性という観点から、文化政策の評価に対して現時点で利用可能な定性的、定量的な評価方法について検討し、本研究での方法論として CVM を決定した。

第 II 部では、世界遺産富山県五箇山合掌造り集落を取り上げ、CVM 調査を実施した。地元自治体からのヒアリング、世界遺産登録にいたるまで保存と集落の存続に対する多くの議論を踏まえ過疎に悩む「生きている史跡」の現状を確認し、その課題を、①良好なツーリズムとの共存、②地域住民の福祉向上の 2 点に整理した。これに基づき、実際の調査設計を行い、対象となる財を、合掌造り集落が有する建物のみならず生きている集落そのものの文化的景観を現状のまま維持・保存することとした。そして、そのための茅屋根の修復のみならず茅場の整備、周辺林の保全、技術伝承なども含めた総合的保存のシナリオを提示し、現地を訪れる観光客及び全国を対象として、このシナリオに対する支払い意志額（WTP: willingness to pay）を尋ねた。

具体的には、CVM が慎重な設計、実施を必要とする意識調査であること、文化資本に対する我が国の CVM 調査としては初めてのものであることを考慮し、パイロットサーベ

いやFGIなど慎重なサーベイデザインを行い、2001年9月に観光客調査を現地で実施、11月には全国郵送調査を実施した。

観光客調査（配布数2119、回収数1508、回収率71.2%）では、合掌造り集落に対して審美的価値、文化的価値、遺贈価値を認め、一人当たり支払い意志額は、平均値が19,940円、中央値が3,116円と推定された。この結果に基づき推計された観光客に対する便益は、回収率で割引き、最も少ない観光客数推計値を使用しても、年間10億円を超えることが判明した。さらに支払い意志と相關する項目や属性を考慮すると、①集落維持が住民の自助努力だけでは成り立ち得ない点には観光客の間において強いコンセンサスがある、②合掌造り集落の文化的風景には極めて大きな社会的便益がある、③合掌造り集落をそのまま維持保存するために必要な公的支援には十分な妥当性をうかがわせる、④観光客は、審美的価値、文化的価値、とりわけ遺贈価値に対する自らの判断に基づき、金銭的負担のみならずボランティアなどとして労働力の提供の可能性がある、⑤④のイニシアティブに対する国の支援を求めている、⑥④のイニシアティブに対しては、支援だけでなく集落からの情報発信が重要である、といった点が結論付けられた。

一方、全国調査（サンプル数3000、層化二段無作為抽出法、回収率26.9%）では、合掌造り集落の価値について同様のシナリオでCVM調査を実施した結果、国民一人当たり支払い意志額は、平均値が10,345円、中央値が1,885円と推定された。集落から派生する便益は居住する地域に関わらず国全体に広がり、国民全体への便益は、回収率で割り引いても1,000億円を超えることが判明した。また、支払い意志に影響を与えていたのは、文化資本の遺贈価値、存在価値であることも明らかとなった。

以上の結果から、文化遺産の価値は、きわめて大きな便益が全国的に不特定多数の人々の間に広がっており、文化遺産は公共財性の強い文化資本であると考えられる。政策形成、施策の実施に当たっては様々な要因が複雑に関係するものであるが、少なくとも現在公的機関から集落維持に関して支出されている金額をはるかに超える便益が存在することは、公的支援の正当性を強くうかがわせるものであると考えられる。

また、本調査の結果は、ツーリズムとのかかわりについて、単なる観光だけではない側面があり、観光客集団に対する情報提供や会員制度など相互に理解を深め、参加を促進することによって様々な支援の可能性が生じることも推測させるものとなっている。この点で、アウトリーチやマネージメントといった集落側からの働きかけが重要であると考えられる。

さらに、諸外国でも文化資本に関するいくつかの事例研究がなされていることから、これとの対比で本調査の独自性を考えると、文化資本のコアとも言うべき文化財に関してもその公共的性格にいまだ疑問が残る日本において、その便益の全国的規模を明らかにすることによって文化遺産保護への政策的関与への正当性の根拠を提供するとともに、その価値が遺贈価値、存在価値といった非利用価値、非市場価値を中心とするものであることを明確にしたことであるといえる。

以上、本研究は、我が国の文化政策に定量的評価方法が十分応用できることを示すとともに、公共選択の可能性を拓いたものと考える。